

# 福島原発事故の県外避難者に対する「追い出し」訴訟議案の県議会可決に抗議する声明

2019（令和元）年10月3日

福島原発被害東京訴訟原告団

福島県議会の9月定例会が、本日、本会議において、福島原発事故によって避難区域外から国家公務員宿舎に避難している避難者5世帯（以下、「訴訟対象世帯」という。）に対し、避難先の住宅の明渡しと損害賠償の請求を求める訴えを提起する旨の議案を賛成多数で可決した。

これは、本来原発事故の被害者の側に立つべき福島県が、こともあろうに、加害者である国に代わって、原発事故で避難している避難者を追い出し、その避難先の住まいを力づくで奪おうとするものであり、極めて許しがたいものである。上記の福島県議会の議決に対し、福島原発被害東京訴訟原告団は厳重に抗議する。

訴訟対象世帯5世帯のうち、4世帯には福島原発被害東京訴訟の原告が含まれている（第1陣1世帯、第2陣3世帯）。今回の避難者追い出しの動きは、事実上、福島原発被害東京訴訟の原告を狙い撃ちにして、同訴訟の継続を困難にさせようとするものである。

訴訟対象世帯は、福島原発事故のあと、東京都を通じて住宅の提供を受けていた。その後、2017（平成29）年3月に一方的に住宅の無償提供が打ち切られ、福島県との間で有償の賃貸借契約を結ぶよう勧誘されたが、これを拒否し、長期・無償の住宅提供の継続などを目指し、避難者団体などを通じて、国や東京都などに約9万筆の署名を提出し、問題解決のための話し合いを求めてきた。

福島原発事故の区域外避難者は、わずかな賠償金を得ただけで、政策的な支援はほとんど受けられず、住宅提供も打ち切られて、その生活は疲弊・困窮している。住宅の提供が打ち切られた後も、経済的・社会的な理由から、住宅を出るに出られずにとどまらざるを得ない世帯も多くある。

本件の訴訟提起は、避難住宅問題の話し合いによる解決を目指す避難者の動きを力でねじ伏せようとするものである。

しかも、本件では、国家公務員宿舎の明渡しに本来無関係の福島県が乗り出すという、不可解なことが起きている。訴訟対象世帯は、福島県との間で何の契約も結ばなかったからである。本件では、現在、国が福島県に対し避難対象世帯の住宅の「使用許可」を与えていることが判明している。原発事故の加害者である国は、訴訟対象世帯との直接対決を避けるため、自らは卑怯にも陰に隠れ、福島県を身代わりに立て、強引に追い出しをさせようとしているとみるべきだ。第三者に追い出しをさせる目的での使用許可は、その適法性・妥当性に大いに問題がある。

このような不正義は、許されるべきではなく、福島県は、今回の訴訟対象世帯に対する訴えの提起を断念するよう強く求めるものである。

以上

**VJU ボトムアップチャンネル**

復興の名の下に...

避難者に退去の危機

<https://bit.ly/2NRNQlp>

